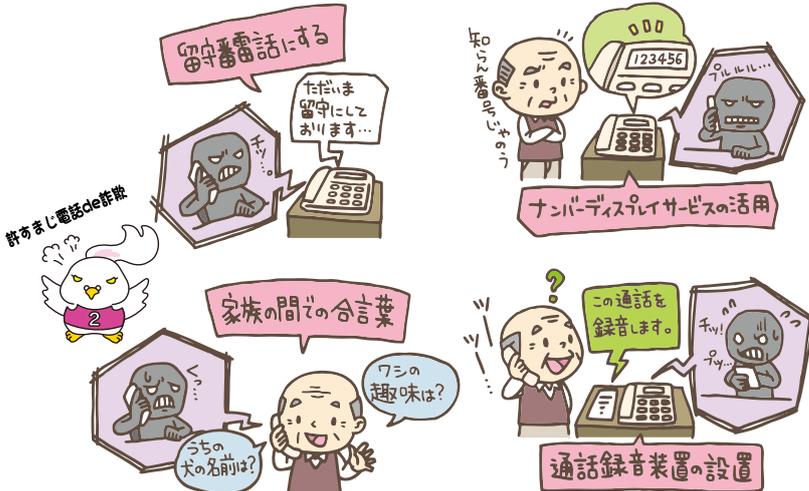




第2にしぼっぼ新聞

第2しぼっぼちゃん

詐欺被害防止対策



柏エリアが狙われても
電話de詐欺、急増中!!
柏市では何度も振り込め詐欺多発警報を発令して警戒を呼び掛けています。振込め詐欺等特殊詐欺の被害件数、被害額ともに去年を上回る勢いで増加しています。今年4月から5月初めにかけてだけでも10件の振込め詐欺の被害が出ています。1件あたりの被害額は100万円から800万円。被害者の60%が80代。被害者の95%は「自分は被害にあわないと思っています」と話しています。

電話に出ってしまったら!

電話詐欺・気付きのポイント



警察官・銀行員・デパートの職員をかたり…
・「銀行口座が悪用されている」「カードは証拠品となるので預かる」「カードを止めて新しいカードを作る手続きが必要」

息子や孫などの身内をかたり…
・「会社の金を使い込んだ」「株で損をした」「友達の保証人になった」「会社の小切手が入ったカバンを置き忘れた」「女性を妊娠させた」「交通事故の示談金を立て替えてほしい」

市役所・税務署・年金事務所の職員をかたり…
・「医療費の還付金がある」「還付金について期限が過ぎたが今なら間に合う」「子や孫の税金を納めてほしい」



予防は何よりも、「犯人と話さない」と。
「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます。」と自動でアナウンスする警告・通話録音機能付電話や、ナンバーディスプレイ機能付電話の活用、または常時留守電にしておく等の対策強化をお願いします。

「自分は大丈夫」の落とし穴
柏西口第2地域包括支援センター 所長 笠原 大幸
「オレ、オレ」「わたし、わたし」と何気なく使っているこの言葉ですが、この言葉を介して電話詐欺の被害が生じていることは、皆様もよくご承知のことだと思います。信用している家族に成りすまして騙すという行為には憤りを感じるどころですが、柏市内での電話詐欺被害が留まらない状況があります。
注意するポイントとしては、①電話でお金の話は詐欺だと思われること、②「自分は大丈夫」と思っている方が実際に被害に遭っていることから「自分ごと」として捉えることが必要と言われています。
少しでも「おかしいな」と感じたら、一人で悩まず相談ができるように、日ごろからご家族や友人の方などと連絡を取り合っておくことが大切かもしれませんね。合言葉を作っておくことも効果的なようです。



所長

笠原 大幸

認知症早期発見事業

「かしわもの忘れチェックシート」MCIへの対策



柏市では6月からチェックシートを利用して認知症の前駆症状に早めに気づいて発症を予防する事業を始めました。この事業は「認知症では？」と自覚がある方や、そのご家族が簡単に「認知症予備軍の状態」を発見するためのものです。

現在、MCIの進行を止める薬はありませんが、「フレイル予防」と同様に「社会参加と運動で脳や身体を刺激し、血循環を良くして元気を保つ」ことが有効とされています。

言い換えれば近所の方と話をしたり、シニアクラブやサロン、趣味のサークル活動に出かけて楽しむ時間を持つたり、一日一回は汗をかく程度に身体を動かしましょうということなのです。

この「物忘れ」などの症状があるけれど、日常生活にさほど支障なく、受診しても認知症と診断されない認知症の前段階の状態を「軽度認知障害」(MCI: Mild Cognitive Impairment)と呼びます。MCIは認知症に進めないために生活の中で対策が必要な段階です。

ほんの少し勇気を出して近隣センターを覗いたり、お知り合いに声をかければ、生活に刺激が生まれ、認知症予防にもなるのです。

「かしわもの忘れチェックシート」は地域包括支援センターや近隣センターにて配布しており、ご依頼があればサロンなどのグループにお持ちすることもできます。

また、左のQRコードをスマートフォンで読み込んでもチェックできます。



認知症地域支援推進員便り

「認知症初期集中支援チーム」

本来、医療や介護のサービスを利用するためには本人や家族が利用を申し込む必要(申請主義)があります。しかし自分が認知症になってしまうと違和感を感じながらも直視することが怖くなるので、病院に行くことを避けたり、ついには自分が認知症であるという意識(病識)がないまま生活し、自宅に戻れなくなったり、誰かが物やお金を盗ったのではないかと妄想が出て、周囲から孤立してしまうという事態が起きてしまいます。

このように認知症によって医療や介護サービスにつなげられない方を支援するのが認知症初期集中支援チームです。

柏市では地域包括支援センターからの相談を受け、柏市地域包括支援課がチームによる支援を適当と判断した時に始動します。おおむね半年を目安にチームと包括が本人や家族宅に出向いて支援(アウトリーチ)を行います。実際は一朝一夕に解決とはなりません。訪問を重ねて信頼関係を築きながら医療や介護が受けられるようお手伝いをしています。

介護保険を利用するには？

介護保険で介護サービスを利用するにはどうしたらよいですか？



デイサービスやヘルパーなどの介護サービスを利用するには介護認定の申請が必要です。

まずは地域包括支援センターへご連絡下さい。生活の困りごとをお伺いし、申請のお手伝いをさせていただきます。

申請時に主治医のお名前(あらかじめ医師に申請する旨ご了承をください)、介護保険証と健康保険証をご用意ください。

ご自宅等での訪問調査等を経て、申請からおおむね 30 日程度で介護認定(要支援1~2、要介護1~5)が決定します。